

三豊市(学校組合)立小・中学校の地震発生時の対応マニュアル

三豊市に震度5弱以上の地震が発生した場合

【児童・生徒が家にいるときの対応】→自宅待機(避難)

- ・震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅待機とする。
- ・生命の安全確保を最優先し、行政(三豊市災害対策本部等)の指示に従って行動する。
- ・自宅待機(避難)の解除は、防災行政無線や三豊市メール配信サービス等を通じて連絡する。

【児童・生徒が登下校時の場合】

- ・大きな揺れに遭遇した場合は、ブロック塀や自動販売機等から離れ、頭部を保護しながら揺れが収まるまで身の安全を確保する。
- ・大きな揺れが収まったら、学校や自宅・指定避難場所等の中で、最も近くで安全なところへ素早く避難する。
- ・学校職員は、児童・生徒の安否確認と地区パトロールを行う。

【児童・生徒が学校にいる場合】

- ・揺れが収まるまで安全を確保する。
- ・教員の指示で、校庭・指定避難場所等に避難する。
- ・安全が確認できれば、防災行政無線や三豊市メール配信サービス等を使って、今後の対応や児童・生徒の引渡し等について連絡する。

地震発生時の対応マニュアル（比地大小学校）

【児童が学校にいる場合】

- ・震度3以上の時は運動場に避難する。
- ・震度5以上の時は、防災行政無線や三豊市メール配信サービス等を使って、今後の対応や児童の引き渡し等について連絡し、児童を保護者に引き渡す。

【夜間・休日等児童が家にいるときの対応】→自宅待機

- ・震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅待機とする。
- ・生命の安全確保を最優先し、行政（三豊市災害対策本部等）の指示に従って行動する。
- ・自宅待機（避難）の解除は、防災行政無線や三豊市メール配信サービス等を通じて連絡する。

【夜間・休日等の職員の対応】

- ・震度4以上の時は、管理職は速やかに登庁し、校舎内外の点検を行い、教育委員会に速やかに報告する。状況により全職員に非常参集をかける。
- ・震度5以上の時は、管理職・教務主任は速やかに登庁し、校舎内外の点検を行い、教育委員会に被害の状況を速やかに報告する。
また、全職員に非常参集をかけ、在宅中の児童の安否確認を行う。